

第二期

下野市まち・ひと・しごと創生 総合戦略（案）

令和2年 月

下 野 市

目 次

| | |
|----------------------------------|----|
| <u>第1章 基本的な考え方</u> | 1 |
| 1 下野市まち・ひと・しごと創生総合戦略の位置づけ | 1 |
| 2 計画期間 | 1 |
| 3 国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の考え方 | 1 |
| 4 第二次下野市総合計画との関係 | 2 |
| 5 下野市における第二期総合戦略の基本的視点 | 3 |
| 6 基本目標 | 10 |
| 7 数値目標と重要業績評価指標（ＫＰＩ）の設定 | 11 |
| 8 P D C A サイクルの確立 | 11 |
| | |
| <u>第2章 基本目標と基本的方向及び具体的な施策</u> | 12 |
| 1 基本目標①「魅力的で安定した雇用を創出する」 | 12 |
| 2 基本目標②「東京圏からの新しい人の流れをつくる」 | 16 |
| 3 基本目標③「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」 | 21 |
| 4 基本目標④「安心なくらしを守り幸せを実感できるまちをつくる」 | 26 |
| <SDGs と総合戦略の関係> | 36 |

第1章 基本的な考え方

1 下野市まち・ひと・しごと創生総合戦略の位置づけ

下野市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「総合戦略」という。）は、下野市人口ビジョン（以下、「人口ビジョン」という。令和元（2019）年度に改定したものを「人口ビジョン（2019改定版）」、以前のものを「人口ビジョン（初版）」と分けて表記する場合もある。）を踏まえ、地方創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的に、今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたもので、まち・ひと・しごと創生法第10条に基づき策定するものです。

2 計画期間

総合戦略の計画期間は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。

3 国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の考え方

（1）「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に係る国の方針

平成26（2014）年に制定された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、これまでに全ての都道府県及び1,740市町村において「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定され、各地方公共団体において、地域の実情に即した地方創生の取組が行われてきたところです。

令和元（2019）年6月21日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」においては、国の第二期「総合戦略」の策定に向けた基本的な考え方等が示されました。地方においても、国の総合戦略を勘案し、地方創生の充実・強化に向け、切れ目の無い取組を進めることが求められることから、各地方公共団体においては、現行の「地方版総合戦略」を検証し、次期「地方版総合戦略」の策定を進めることとしています。

（2）4つの基本目標と第二期における新たな視点

第一期（平成27（2015）年度～令和元（2019）年度）の総合戦略においては、以下の4つを基本目標として、地方創生の取組を進めてきました。第二期においても、第一期での地方創生の取組について「継続を力」にし、より一層の充実・強化を図ります。

【4つの基本目標】

1. 魅力的で安定した雇用を創出する
2. 東京圏からの新しいひとの流れをつくる
3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
4. 安心なくらしを守り幸せを実感できるまちをつくる

さらに、第二期（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）においては、4つの基本目標に向けた取組を実施するにあたり、新たな次の視点に重点を置いて施策を推進することとしています。

第二期における新たな視点

（1）地方へのひと・資金の流れを強化する

- ・将来的な地方移住にもつながる「関係人口」の創出・拡大。
- ・企業や個人による地方への寄附・投資等を用いた地方への資金の流れの強化。

（2）新しい時代の流れを力にする

- ・Society5.0の実現に向けた技術の活用。・SDGsを原動力とした地方創生。・地方から世界へ。

（3）人材を育て活かす

- ・地方創生の基盤をなす人材に焦点を当て、掘り起こしや育成、活躍を支援。

（4）民間と協働する

- ・地方公共団体に加え、NPOなどの地域づくりを担う組織や企業と連携。

（5）誰もが活躍できる地域社会をつくる

- ・女性、高齢者、障がい者、外国人など誰もが居場所と役割を持ち、活躍できる地域社会を実現。

（6）地域経営の視点で取り組む

- ・地域の経済社会構造全体を俯瞰して地域をマネジメント。

4 第二次下野市総合計画との関係

第二次下野市総合計画は、平成28（2016）年度を初年度とする基本構想をもとに、令和3（2021）年度～令和7（2025）年度を計画期間とする後期基本計画を策定します。総合戦略は本市の人口減少に対応した戦略であることから、後期基本計画策定にあたっては、総合戦略の取組を後期基本計画の重点戦略に位置づけるなど、本市の最上位計画と連携して取組を進めます。

【「第二次下野市総合計画」における施策の展開方向について】

下野市の将来像

ともに築き 未来へつなぐ 幸せ実感都市

～人・自然・文化が織りなす 知恵と協働でつくる下野市～

市民一人ひとりが活力を持ち、安心して生活できる地域社会を形成し、誰もが幸せを実感できるまちを次世代に引き継いでいく下野市を目指します。

そのために、地域で活躍する多彩な人材、本市が持つ豊かな自然環境、歴史的遺産や文化を融合し、市民と市が目的を共有してそれぞれの視点からよりよいまちづくりを進め、協働して目的を達成していくことを目指します。

施策の展開方向

市民の幸福感の向上

「幸福感向上」の要素である健康、産業、コミュニティに関連する定住施策に取り組みます。市民の安心な暮らしを実現することで、下野市に住んでいて、幸福感を感じる市民を増やすことを目指します。

人や企業に選ばれる自治体

地域の魅力向上と地場産業の活性化、多彩な人材の育成による交流施策に取り組みます。地域資源を活かした活力の向上を実現することで、人や地域資源が交流するまちを目指します。

第二次下野市総合計画（前期・後期基本計画）

基本構想における将来像や施策の展開方向を踏まえ、総合戦略と連携した取組を進めます。

5 下野市における第二期総合戦略の基本的視点

人口ビジョン（2019改定版）において目指すべき将来の方向として掲げた基本的視点については、第二期総合戦略においても基本となる視点であるため、次の5つの基本的視点を勘案し、施策・事業の展開を図るものとします。

さらに第二期総合戦略においては、第一期の5年間の取組の成果や課題、人口動向等の変化等を踏まえ、さらに新たな視点として横断的な取組が必要となるSociety5.0やSDGsなどを含めつつ、総合戦略における施策・事業の見直しを行います。

【第一期総合戦略の基本的視点】

基本的視点① 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

少子高齢化の進行に伴って自然減が増えることが予想される中で、人口を維持し、また人口構造の改善のためには出生数を増やすことが必要です。

そのためには、若い世代の結婚の実現と理想の子ども数の出産、子育ての実現に取り組み、合計特殊出生率の向上を目指します。

基本的視点② 子育て世代をターゲットにした転入の促進

本市への転入者は子育て世帯が多く、住宅においては戸建の持ち家ニーズが高くなっています。本市の恵まれた自然環境、居住環境、住宅取得のしやすさ、交通（鉄道）の利便性といった強みを活かして、若年世代の転入と定住の促進を図ります。

基本的視点③ 下野市の特性を活かした雇用の創出

恵まれた自然環境や優れた立地条件等による商工業の活性化を推進するとともに、充実した医療環境の中にあって医療・福祉産業の就業者が特化しており、医療福祉関連の仕事を希望する高校生も多くなっていることから、医療福祉関連産業を中心とした若者の新たな雇用の創出を目指します。

また、米麦を中心に多様な露地野菜や施設園芸作物、かんぴょうなどの本市の特色ある農畜産物のブランド化の推進と農業の担い手育成及び新規就農者への支援を行います。

基本的視点④ 下野市に住み続けることができる安全・安心なまちづくり

本市は自然災害が少なく、安全で暮らしやすく、豊かな自然環境が残されています。これらの特性を活かすとともに、交通利便性や生活利便性の向上により、生涯、すべてのライフステージにおいて安心して暮らしやすい環境を形成し、転出の抑制、定住の促進を図ります。

基本的視点⑤ 市民の幸福感の向上

市民が「下野市に住んでいて幸せ」であると思える施策・事業を展開していくことで、人が人を呼び、そしてその輪が大きくなっています。このため、本市の人口減少問題の解決に向けて、第二次下野市総合計画の施策の展開方向でもある「市民の幸福感の向上」のための取組を推進します。

【第二期総合戦略の見直しの視点】

見直しの視点① 5年間の人口動向や数値目標を踏まえた将来展望と施策の見直し

人口ビジョンは、本市における人口の現状を分析し、人口に関する市民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するものです。

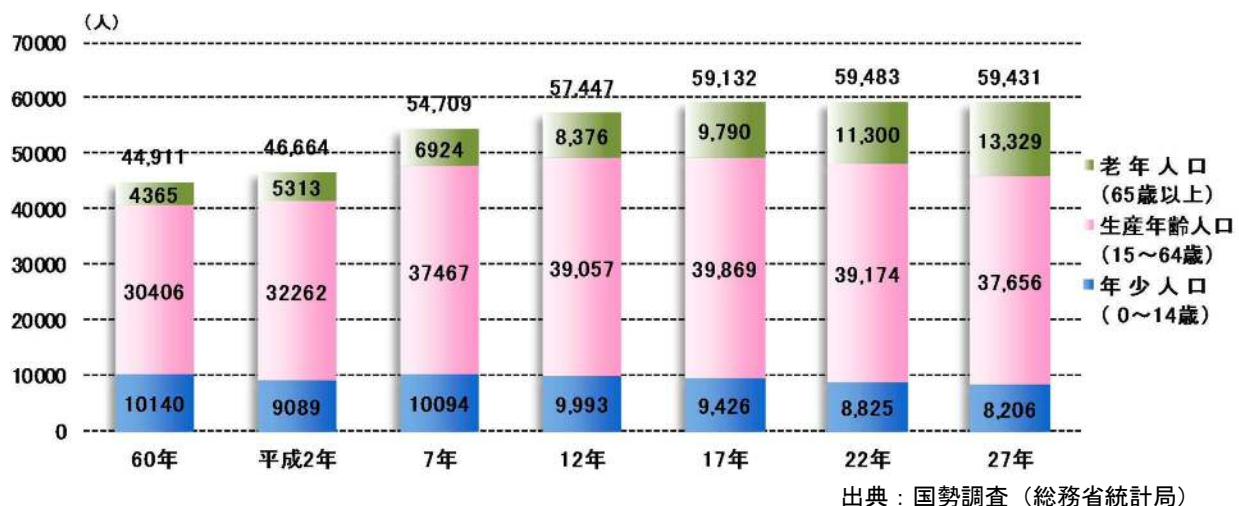
第二期の総合戦略の策定にあたっては、平成26（2014）年以降の状況変化、人口の動向等を踏まえ、人口の変化にもたらした要因と取組の成果を分析した上で、長期的な人口の将来展望、もしくは目標を実現する施策の見直しが必要です。

人口は横ばいで推移しており、市民の定住（転出超過の緩和）に関しては一定の成果を得られました。転入者を今後も安定して増やしていくためには、産業との連携により職住が近接して暮らしやすい都市づくりが求められます。また、直接、転入人口につながなくとも、本市の交流人口から「関係人口」の増加につなげていく取組も求められます。

5年間の人口動向分析

本市の人口は平成22（2010）年から平成27（2015）年にかけて、ほぼ横ばいで推移しています。平成27（2015）年を基準とした推計では、令和22（2040）年で53,532人になることが予想されます。これは、人口ビジョン（初版）における人口の将来展望（57,598人）と比較すると下回ることが予想されますが、平成22（2010）年基準とした推計（51,280人）よりも上回る推計となっています。

◆年齢3区分別人口の推移

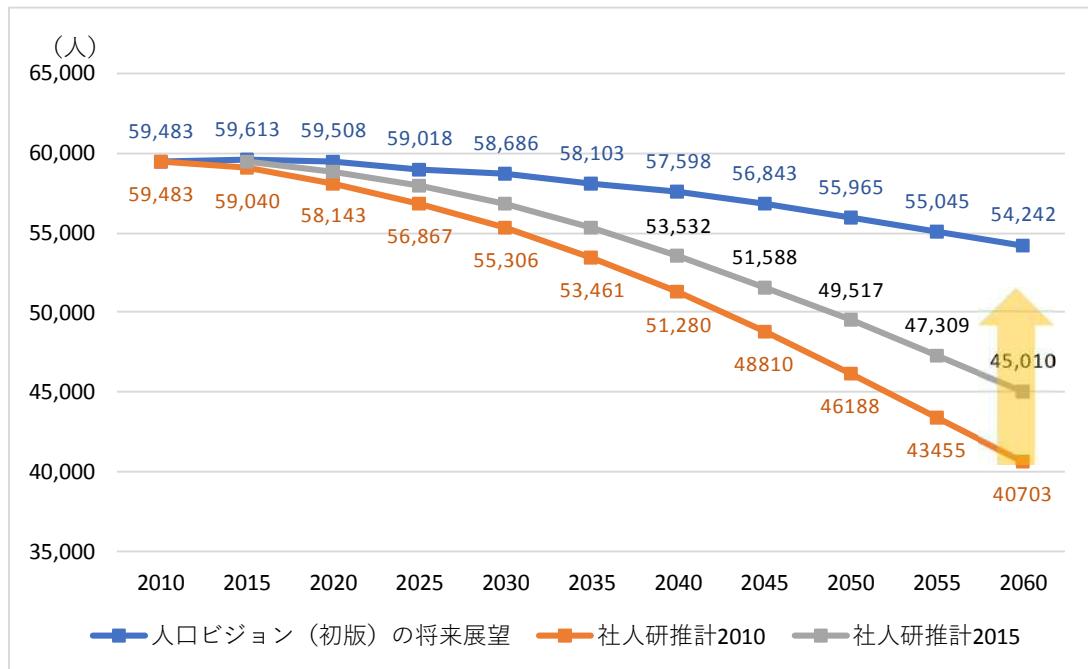


出典：国勢調査（総務省統計局）

◆社人研推計による前回推計（2010年基準）と今回推計（2015年基準）の比較

| 年 | H22 2010 | H27 2015 | R2 2020 | R7 2025 | R12 2030 | R17 2035 | R22 2040 | R27 2045 | R32 2050 | R37 2055 | R42 2060 |
|-----------------------|-------------|-------------|------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 前回 (社人研推計 2010) | 59,483 | 59,040 | 58,143 | 56,867 | 55,306 | 53,461 | 51,280 | 48,810 | 46,188 | 43,455 | 40,703 |
| 今回 (社人研推計 2015) | | 59,431 | 58,870 | 57,967 | 56,782 | 55,304 | 53,532 | 51,588 | 49,517 | 47,309 | 45,010 |

◆人口ビジョン（初版）の将来展望と今回推計（2015年基準）の比較



※社人研推計2010は、2010年国勢調査を基準に推計したもの。

社人研推計2015も同様に、2015年国勢調査を基準に推計したもの。

基本目標ごとの数値目標の検証

基本目標① 「魅力的で安定した雇用を創出する」

「生産年齢人口の割合」は減少傾向で推移しているものの、目標値の61.8%を上回ることが見込まれ、土地区画整理事業による宅地供給や産業振興による一定の成果が出ているものと思われます。しかし、今後も生産年齢人口の減少が想定されることから、雇用の創出のための企業誘致や起業支援などより一層の取組が必要です。

| 数値目標 | 基準値 | 実績値 | | | | |
|---|-----------------------|--|-------|-------|-------|-------|
| | | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 |
| 生産年齢人口の割合 | 63.9% (H27年における推計) | 63.7% | 63.4% | 62.9% | 62.7% | — |
| 【数値目標の説明】 少子高齢化が進行し、また市の人団が減少すると予測される中において、人口ビジョンの将来展望が示す生産年齢人口割合の維持を図る。 | 目標値 61.8% | <p>【平成31年3月末日】 (15歳以上65歳未満人口 37,581人) ÷ (下野市総人口 59,981人) ≒ 62.7%</p> <p>※栃木県毎月人口調査報告書(平成30年10月1日現在の数値)によると、栃木県全体では59.7%であり、下野市(62.3%)は県内4位である。</p> | | | | |

基本目標② 「東京圏からの新しいひとの流れをつくる」

「転入者数」、「東京圏からの転入者数」、「観光入込客数」とも目標値を下回っています。

平成30（2018）年の実績値を基準値と比較すると、「転入者数」は基準値を上回り、「東京圏からの転入者数」は基準値から横ばい、「観光入込客数」は基準値を下回っています。

転入者数や観光入込客数を増やすためには、雇用の創出や宅地供給、住宅新築等の補助制度をはじめとした移住・定住施策に加え、それらを積極的にプロモーションし、多面的に施策を開展開、継続していく必要があります。

| 数値目標 | 基準値 | 実績値 | | | | |
|--|---------------|---|--------|--------|--------|-------|
| | | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 |
| 転入者数 | 2,319人 | 2,309人 | 2,276人 | 2,412人 | 2,339人 | — |
| 【数値目標の説明】 合併以来9年間の転入者の平均が2,470人であるのに対し、直近の2年間は2,300人台で推移しているため、毎年度2%の転入者増を目指に、5年後、10%の転入者増を目指す。 | 目標値 2,550人 | 平成30年（1月～12月）の転入者数（日本人のみ）は2,339人であった。なお、転出者数（日本人のみ）は2,445人であり、106人の転出超過であった。 【外国人を含めた場合は、転入者数2,586人、転出者数2,575人で11人の転入超過となる。】 | | | | |
| 数値目標 | 基準値 | 実績値 | | | | |
| | | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 |
| 東京圏からの転入者数 | 468人 | 479人 | 443人 | 455人 | 468人 | — |
| 【数値目標の説明】 直近5年間の東京圏（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）からの転入者数を勘案し、東京圏からの転入者数を増加させることを目標とする。 | 目標値 510人 | 平成30年（1月～12月）の東京圏からの転入者数（日本人のみ）は468人で前年より增加了。なお、転出者数（日本人のみ）は674人であり、206人の転出超過であった。東京圏への転出超過が続いている状態である。 | | | | |
| 数値目標 | 基準値 | 実績値 | | | | |
| | | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 |
| 観光入込客数 | 252万人 | 284万人 | 247万人 | 236万人 | 231万人 | — |
| 【数値目標の説明】 市内観光施設・イベントへの来訪者数（観光庁の観光入込客数）。 | 目標値 277万人 | 平成30年（1月～12月）の観光客入込数は231万人で前年比97.9%であった。天平の花まつりは、21万1千人（前年比103.4%）と昨年より伸びたが、道の駅しほつけの入込数が186万5千人（前年比94.6%）と伸び悩んだため、全体では減となった。 【平成30年栃木県観光客入込数推定調査結果（平成30年1月～12月）より】 | | | | |

基本目標③ 「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」

「下野市で今後も子育てをしていきたいと思う保護者の割合」は目標値を上回って推移しています。

子育て支援の取組は一定の成果を上げていると考えられます。そのベースを維持しつつ、結婚や出産への希望をかなえる施策を推進していく必要があります。

| 数値目標 | 基準値 | 実績値 | | | | | |
|-------------------------------------|--------------|---|-------|-------|--------|-------|--|
| | | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 | |
| 下野市で今後も子育てをしていきたいと思う保護者の割合 | 95.4% | 95.5% | 96.9% | 96.9% | 96.30% | — | |
| 【数値目標の説明】 乳幼児健康診査のアンケート調査において実施。 | 目標値 96.0% | 平成30年度も目標値を上回る結果であった。 ※乳幼児健康診査のアンケート調査における「この地域で、今後も子育てをしていきたいですか」という問い合わせに対する「そう思う」もしくは「どちらかといえばそう思う」と回答した割合。 | | | | | |

基本目標④ 「安心なくらしを守り幸せを実感できるまちをつくる」

「幸せだと感じている市民の割合」、「住みやすいと感じている市民の割合」は、わずかに目標には及ばなかったもののいずれも上昇し、着実な進捗を示しています。

幸せを実感できるまちとしていくためには、ニーズに合わせて個々の施策を実施するだけでなく、市民の生活は“総合的”であることを踏まえ、市民一人ひとりの自己実現をトータルに支援する仕組づくりが必要です。

これから結婚・出産をしていく世代、子育て真っ最中の世代、子育てを終えた世代、高齢期にさしかかる世代、高齢者世代など、多様なライフステージに応じたきめ細かいサービスを実施することにより、“幸せを実感できるまち”が実現できると考えられます。

市民が“幸せ”と感じられるための要素を明らかにし、それを実現するための支援策を推進していくことが求められています。

| 数値目標 | 基準値 | 実績値 | | | | |
|--|-------|--|-------|-------|-------|-------|
| | | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 |
| 幸せだと感じている市民の割合 | 75.0% | — | — | — | — | 77.0% |
| 【数値目標の説明】 市民意識調査における「幸福感」の項目で、幸せだと感じていると回答した人の割合。 | 目標値 | 平成31年度に実施した市民意識調査では、「幸せだと感じている」と回答した割合は77.0%であった。 | | | | |
| | 78.0% | 前回より2ポイント上昇したものの目標には1ポイント及ばなかった。 | | | | |
| 数値目標 | 基準値 | 実績値 | | | | |
| | | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 |
| 住みやすいと感じる市民の割合 | 84.0% | — | — | — | — | 86.7% |
| 【数値目標の説明】 市民意識調査における「下野市について」の項目で、住みやすい・どちらかといえば住みやすいと回答した人の割合。 | 目標値 | 平成31年度に実施した市民意識調査では、「住みやすい」が46.7%、「どちらかといえば住みやすい」が40.0%、合わせて86.7%であった。 | | | | |
| | 87.0% | 前回より2.7ポイント上昇したものの目標には0.3ポイント及ばなかった。 | | | | |

見直しの視点② これまでの取組の進捗とKPI評価による施策・事業の見直し

第一期の総合戦略策定から4年が経過し、これまでの取組が目標指標に対してどのような成果があるかについて、PDCAサイクルに基づく効果検証を実践することは、まち・ひと・しごと創生に向けたより効果的な施策の推進に不可欠です。

第二期総合戦略策定にあたっては、市民の定住につながる生活環境や子育て環境の施策については継続的に推進するとともに、転入者の確保については、観光・産業施策と連携し、交流人口から関係人口の拡大につながる施策展開が必要です。

また、各施策に係るKPIについては、施策の取組状況をより効果的に検証できるKPIに絞り、効率的に進捗管理に取り組む必要があります。

施策の取組状況・KPI達成状況のまとめ

本市においては、総合戦略に基づく取組の進捗とKPIの検証を毎年度実施しています。

各施策に係るKPIの達成状況をみると、生活環境や子育て環境、産業に係る施策については、KPIの達成及び進捗が見られます。

◆施策の取組状況・KPI達成状況のまとめ

| 目標 | 達成している | 進捗しているが、達成していない | 達成していない |
|------------------------------------|--|--|--|
| 基本目標① 「魅力的で安定した雇用を創出する」 | <ul style="list-style-type: none">・空き店舗奨励金等活用件数・雇用奨励金活用件数・新規就農者数 等 | <ul style="list-style-type: none">・事業所数・市内農産物直売所の販売額 等 | — |
| 基本目標② 「東京圏からの新しいひとの流れをつくる」 | <ul style="list-style-type: none">・下野市観光協会HPアクセス数・道路改良率、道路舗装率 等 | <ul style="list-style-type: none">・観光自転車利用者数・下野ブランド認定件数 等 | <ul style="list-style-type: none">・道の駅しもつけ利用者数・生垣奨励金補助件数等 |
| 基本目標③ 「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」 | <ul style="list-style-type: none">・不妊治療助成件数・こんにちは赤ちゃん全戸訪問事業・把握率 等 | <ul style="list-style-type: none">・児童館利用者数・待機児童数・認定こども園数 等 | <ul style="list-style-type: none">・子育て応援HP「ママフレ」アクセス件数・休日保育事業実施園数 等 |
| 基本目標④ 「安心なくらしを守り幸せを実感できるまちをつくる」 | <ul style="list-style-type: none">・人間ドック受診率・地域ふれあいサロンの設置数 等 | <ul style="list-style-type: none">・がん検診受診率・民生委員・児童委員の活動件数 等 | <ul style="list-style-type: none">・公民館の利用者数 |

見直しの視点③ 新たな視点を取り入れた新たな取組の立案

これまで取り組んできた4つの基本目標に向けた取組に加え、国の方針で示されている新たな視点を取り入れることが必要です。特に、SDGs（持続可能な開発目標）を原動力とした地方創生の取組や本市のこれまでの取組（ブランドづくり、シティプロモーションなど）を活かした「関係人口」の創出・拡大への展開、民間との協働、誰もが活躍できる地域社会の形成など、新たな取組も盛り込んだ総合戦略とします。

また、SDGsについては、我が国においても、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（平成28（2016）年12月）が策定され、持続可能で強靭、そして誰一人取り残さない社会の実現に向けて取り組むこととされており、地方自治体にも各種計画等にSDGsの要素を最大限反映し、取組を推進することが奨励されています。そのため、第二期総合戦略においても、SDGsの考え方を盛り込んだ計画とします。

さらには、長期的な将来を見据え、各分野におけるSociety5.0の実現に向けた未来技術の活用を検討していきます。

持続可能な社会を目指すSDGsの実現

平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核を成すSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）は、17のゴール（下図の「17の国際目標」のこと。）とゴールごとにより具体的な目標を掲げた169のターゲットで構成されており、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題を不可分なものとして統合的に解決することを目指す先進国を含む国際社会共通の目標となっています。

◆17の国際目標



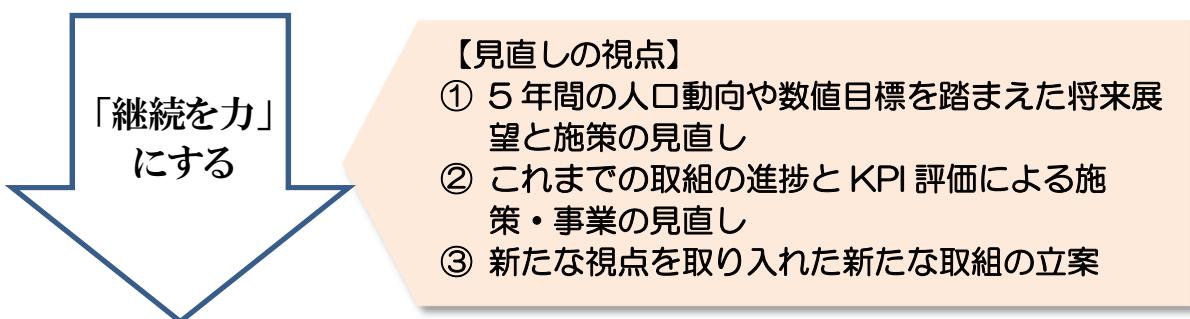
6 基本目標

総合戦略において、国・県の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「第二次下野市総合計画」で掲げる施策の展開方向、「人口ビジョン（2019改定版）」における基本的視点を踏まえ、政策分野ごとに次の4つの基本目標を定めます。



「下野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における4つの基本目標

- 基本目標①
魅力的で安定した雇用を創出する
- 基本目標②
東京圏からの新しいひとの流れをつくる
- 基本目標③
若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 基本目標④
安心な暮らしを守り幸せを実感できるまちをつくる



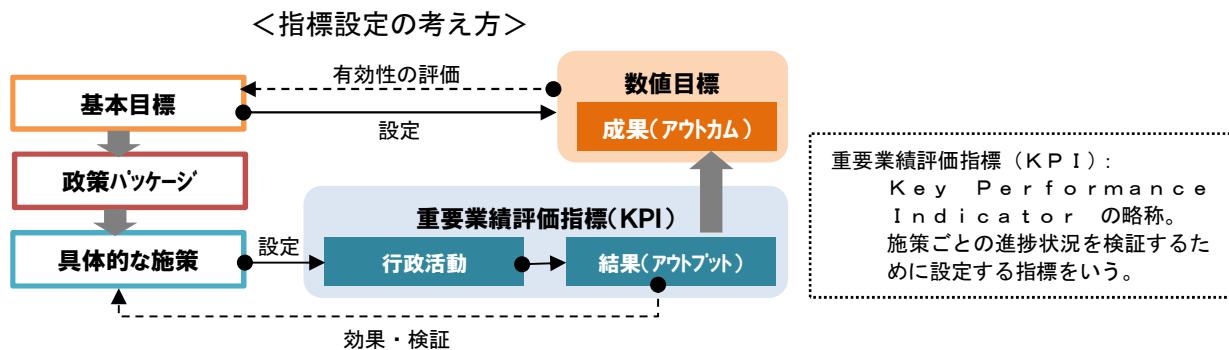
「第二期下野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における基本目標の考え方

- 「継続を力」にするため、第一期総合戦略に掲げる4つの基本目標を踏襲し、継続的な取組を推進するとともに、これまでの取組の成果と課題、新たな視点等を踏まえた施策・事業を展開します。

7 数値目標・重要業績評価指標（KPI）の設定

4つの基本目標ごとに総合戦略の計画期間である5年後の実現すべき成果（アウトカム）に関する「数値目標」を設定するとともに、基本目標ごとに掲げる具体的な施策については、それぞれに対して客観的な「重要業績評価指標（KPI）」（以下、「KPI」ともいう。）を設定します。

※アウトカムに関する指標が設定できない場合には、アウトプット（行政活動そのものの結果）に関する指標を設定することとします。

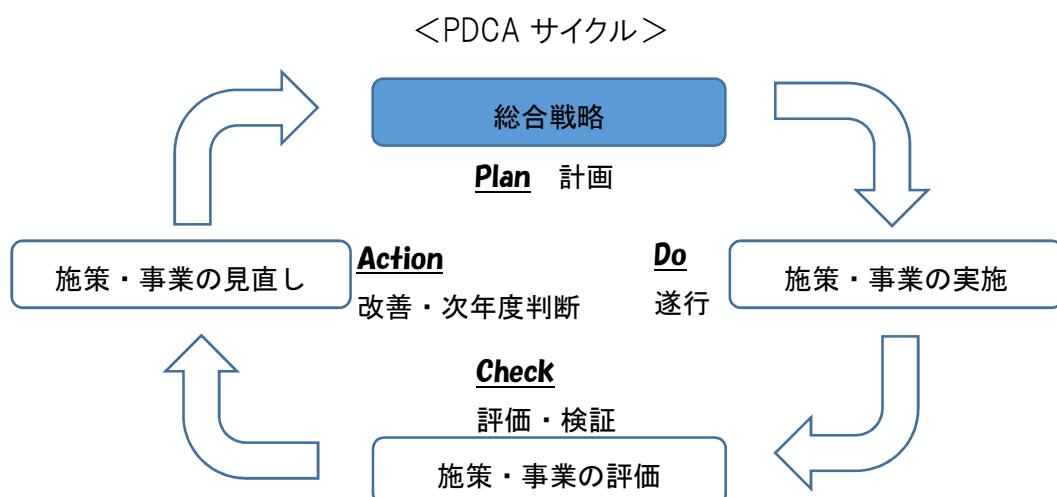


8 PDCAサイクルの確立

総合戦略の進行管理を行い、設定した基本目標の数値目標及び具体的な施策に係るKPIの達成度を検証するため、府内組織として下野市地方創生推進本部設置要綱に基づき「下野市地方創生推進本部」を設置します。また、総合戦略の進捗状況について意見・提言等及び総合戦略で掲げる施策の数値目標等についての効果・成果についての客観的な検証に基づく意見・提言等を受けるため、下野市総合計画審議会条例に基づき「下野市総合計画審議会」を設置します。

府内組織、外部組織により毎年度「評価・検証」を行うことにより、必要に応じて総合戦略を見直します。

また、総合戦略については、議会と執行機関が車の両輪となって推進することが重要であることから、総合戦略の効果検証の段階において、議会への報告を行います。下野市自治基本条例に基づく市民、議会、行政の協働によるまちづくりを推進するものとします。



第2章 基本目標と基本的方向及び具体的な施策

1 基本目標①「魅力的で安定した雇用を創出する」

■近年の動向

下野市の人口は、平成22（2010）年まで増加していますが、平成27（2015）年には59,431人と減少に転じており、平成22（2010）年を基準とした国立社会保障・人口問題研究所の推計値（平成27（2015）年推計人口：59,045人）を若干上回って推移しています。

就業者数をみると、平成22（2010）年29,480人から平成27（2015）年29,912人まで、微増しています。特に、工業に関しては、製造品出荷額等も増加しており、回復傾向にあります。

産業分野では、引き続き、若年世代の医療福祉分野への就業や40歳代の学術・研究産業への就業に特化が見られ、また、若い世代で医療福祉分野への就職希望が多いことなどが特徴としてあげられます。

■これまでの取組の成果と課題

商工業に関しては、空き店舗奨励金等の活用や雇用奨励金の活用などの取組で目標を達成しております。一方で、農業に関しては、新規就農者数や認定農業者数の若干の増加がみられるものの、農家数（特に兼業農家数）は減少しており、農家の高齢化や後継者不足などの課題に対して、引き続き、消費者ニーズに対応した農畜産物の生産や後継者の育成が重要となっています。

市民意識調査においては、農業の振興、工業の振興、商業の振興の満足度は低い状態が続いている。そのため、一定の成果がみられる商工業の振興に関しても継続的な取組が求められます。

本市の特徴である医療福祉分野に関しては、関連産業の拡大による新たな雇用の創出や継続的な雇用対策が重要となっており、若年世代が定住できる雇用環境づくりが求められています。

■基本的方向

近年の動向や成果と課題から、これまでの取組を継続することで、地域経済の活性化や市民の実感につなげていく必要があります。さらには、就業者数の増加を市内の定住につなげていくことも必要です。

商工業の活性化を推進するため、市民・事業者・商工会等が互いに連携を強化するとともに、新たな産業団地の整備など、効果が高く定住につながる取組を重点的に進めます。

また、地元労働者をはじめとする雇用の安定と拡大を促進するため、企業交流会・講習会により、各産業分野との連携による地域ブランドの創出を図るとともに、高校・大学等の人材育成などの新たな視点も含めて地域内での雇用促進を図ります。

農業に関しては、引き続き、農業経営安定のため露地野菜や施設園芸作物、畜産などの生産振興とブランド化や地域資源を活用した6次産業化を推進するとともに、地域の担い手となる認定農業者、新規就農者への支援、さらに農地中間管理機構を活用し農地の集積・集約による収益性の高い経営体の育成を図ります。

商業、工業、農業の振興に係るこれらの取組を通して、雇用の維持を図るとともに、新た

な雇用の創出から若年世代の定住につなげます。

さらには、長期的な将来を見据え、Society5.0 の実現に向けた未来技術の活用により、農業経営の安定化や医療・福祉分野の高度化等に配慮することも考えられます。

■基本目標における数値目標

| 数値目標 | 数値目標の説明 | 基準値 | 目標値 |
|---------------|--|-----------------------|---------|
| 生産年齢人口の割合 | 少子高齢化が進行し、また市の人口が減少すると予測される中において、人口ビジョンの将来展望が示す生産年齢人口割合の維持を図る。 | 62.7% | 60.8% |
| 市内事業所における従業者数 | 市内事業所に勤務する従業員数（経済センサス基礎調査）の増加を図る。 | 24,295人 H26(2014)年 | 24,485人 |

■具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）

（ア）商工業による躍進するまちづくり



既存の商工業の活性化とともに、企業間の連携や新たな産業の誘致・育成による地域で人材が育ち、地域経済の発展と定住につながるまちづくりを推進します。

◆重要業績評価指標（KPI）

| 項目 | 項目の説明 | 基準値 | 目標値（KPI） |
|--------------|--------------------------|------|----------|
| 制度融資新規活用件数 | — | 163件 | 200件 |
| 空き店舗奨励金等活用件数 | 空き店舗奨励金の活用件数 | 4件 | 延15件 |
| 雇用奨励金活用件数 | 市内居住労働者の雇用促進のための奨励金の活用件数 | 7件 | 延20件 |
| 創業資金利用件数 | 創業・女性企業家資金の活用件数 | 3件 | 延20件 |

①商工業の基盤強化・活性化

中小企業の活性化、商店街にぎわいの再生、市内立地企業の振興に取り組み、市内商業の活性化、存立の基盤強化を推進します。

◆具体的な事業

- 共通商品券発行事業
- 商工業振興事業
- 産業祭の実施
- 商工会支援事業
- 空き店舗奨励金交付事業
- 花いっぱい事業
- 中小企業制度融資事業

○企業交流会・講習会の開催

②新たな産業の誘致・育成

平成27(2015)年3月策定の「下野市産業振興計画」の目指す「<健やかライフ>を育む産業社会」の実現のため、次の業種を、本市が積極的に誘致を進める産業とし取組を推進します。

- 1) 自治医科大学・同附属病院等医療機関との連携が可能な「高度医療、福祉、ヘルスケア（医療機器を含む）産業」等
- 2) 新4号国道などの恵まれた交通アクセスを活かした「物流関連産業」
- 3) 地域の農業資源を活かした地場農產品加工などの「食品関連産業」
- 4) 災害の少ない安定した地域環境を活かした「情報関連産業」
- 5) 成長が期待される「産業用機械などの製造業、エネルギー関連産業」
- 6) その他、ホテルなどの観光関連産業、研究所

◆具体的な事業

- | | |
|-----------------|--------------------|
| ○医療・福祉系産業の誘致・育成 | ○農業資源を利用した産業の育成・支援 |
| ○コミュニティビジネス等の支援 | ○企業誘致支援制度の創設 |
| ○新たな産業団地整備の推進 | |
| ○工業団地管理施設修繕事業 | ○中小企業制度融資事業（再掲） |

③雇用・就業機会の拡充

就業支援の充実・強化、人材の育成と確保、起業及び事業引き継ぎ、就業への支援などの施策を切れ目なく進めます。

◆具体的な事業

- | | | |
|------------|-----------------|---------------|
| ○就業活動の支援 | ○高齢者の雇用、就業機会の確保 | ○若者の就労支援 |
| ○事業承継の支援 | ○職業能力の開発支援 | ○技術者のスキルアップ支援 |
| ○起業による就業支援 | | |

(イ) 地域の特性を活かした農業・農村づくり



魅力ある農畜産物の生産と効率的な経営による継続的な農業環境づくりを推進します。

◆重要業績評価指標（KPI）

| 項目 | 項目の説明 | 基準値 | 目標値（KPI） |
|--------------|---------------------------|-----|----------|
| 市内農産物直売所の販売額 | 市内農産物直売所における農産物及び加工品等の販売額 | 9億円 | 11億円 |

| 項目 | 項目の説明 | 基準値 | 目標値（KPI） |
|-----------------|--|------|----------|
| 地域の担い手となる認定農業者数 | 目標とする農業経営に向け、自らの創意工夫に基づき、経営改善を進めようとする計画が認定された農業者の数 | 290人 | 300人 |
| 新規就農者数 | 親元就農または、新たに農業を開始した農業者の数 | 9人／年 | 12人／年 |
| 担い手への農地集積率 | 市内耕地面積に対する認定農業者等の農地利用集積面積の割合 | 50% | 60% |

①都市近郊型農業の推進

露地野菜や施設園芸作物、畜産などの生産振興とブランド化や地域資源を活用した6次産業化を推進します。

◆具体的な事業

- 地域ブランド支援事業
- 地産地消推進事業（生産者と消費者の交流）
- 農畜産物普及事業
- 6次産業化推進事業
- 都市農村交流施設整備事業
- 畜産振興促進事業
- 直売・6次産業化に関するセミナーへの参加
- 経営診断（相談）事業
- スマート農業への取組支援

②農業経営の改善

認定農業者、新規就農者への支援、農地の集積・集約による収益性の高い経営体の育成を図ります。

◆具体的な事業

- 担い手支援事業
- 新規就農者支援事業
- 経営所得安定対策事業
- 農業制度資金利子補給事業
- 経営改善に向けた研修会の開催
- 経営改善相談事業
- 新規就農相談事業
- 農業次世代人材投資事業（準備型）
- 新規就農セミナーへの参加
- 人・農地プランの実質化（アンケート・現況把握・集積方針・話し合い・検討会）
- 農地バンク事業
- 農福連携事業の推進

③農業生産基盤の整備

優良な農地を維持確保していくため、農業基盤の計画的な整備を推進します。

◆具体的な事業

- 農業基盤整備促進事業
- 県営ほ場整備事業
- 農業水利施設保全対策事業
- 土地改良施設維持管理適正化事業
- 多面的機能支払事業
- 遊休農地等の再生利用の推進

2 基本目標②「東京圏からの新しいひとの流れをつくる」

■近年の動向

近年の人口動向は、平成27（2015）年から人口動態は増加しており、特に転入数の増加による社会増となっています。特に30歳代前後での転入がみられるとともに、宇都宮市や上三川町、壬生町においては転入増となっています。

県外においては、東京都からの人口移動が最も多く、転出超過になっており、引き続き東京圏からのひとの流れをつくる取組が必要です。

■これまでの取組の成果と課題

本市の特性を活かしたJR3駅を中心とした有効な土地利用や公園、緑地など自然環境と調和した住環境形成及び交通環境づくりを推進するため、策定した立地適正化計画をもとに、道路等の生活基盤の整備も少しずつ進捗しており、持続可能でコンパクトな都市機能の再構築を進めています。定住促進に向けた住宅新築等の補助等の取組も一定の実績を上げていますが、目標に向けた継続的な取組により、周辺自治体のみならず東京圏からの転入者のさらなる増加に向けた取組を進める必要があります。

市民意識調査においても5年前の調査と同様に約90%の市民が住みよいと感じており、評価の高い自然環境・交通環境・居住環境・医療環境の充実を更に推進し、また東京圏を中心とした市外に対してこれらの情報を活用したシティプロモーションを積極的に行うなど転入促進の取組が重要となっています。

シティプロモーションに関しては、体験農園による交流促進、観光施設の整備や情報発信に取り組んでいますが、観光入込客数や道の駅しもつけ利用者数は年々減少しています。本市には下野薬師寺跡や下野国分寺・国分尼寺跡などの国指定史跡など魅力的な地域資源が多数あります。これらの地域資源の連携と発信を強化し、観光・交流人口増により「下野市」を知り、下野市に定期的に来ていただく「関係人口」の増加から定住人口につなげていくことが求められます。

■基本的方向

近年の動向や成果と課題から、本市の特性を活かし、JR3駅を中心とした持続可能な都市づくりに取り組むとともに、転入者の増加につなげるために、観光・交流から「関係人口」の増加に向けた取組を強化します。

特に、観光施設の整備を活かし、1つの観光施設だけではなく、市内の観光資源や地域資源の連携を強化し、引き続き、観光とまちづくりが融合した「観光まちづくり」を展開します。来訪者へ提供する観光情報を市民へも提供し、市民が地域の魅力に気づき、誇りや生きがいにつながる地域づくりを推進します。

また、これらの取組が定住につながるように、本市の魅力を市内外に積極的に発信するシティプロモーションを強化するとともに、東京圏を対象とした移住相談等の取組を推進します。

■基本目標における数値目標

| 数値目標 | 数値目標の説明 | 基準値 | 目標値 |
|------------|--|--------|--------|
| 転入者数 | 合併後は2,400人を上回る転入者数であったが、最近の5年間の転入者数の平均は2,331人である。毎年度2%の転入者増を目指し、5年後10%の転入者増を目指す。 | 2,339人 | 2,572人 |
| 東京圏からの転入者数 | 東京圏（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）からの転入者数は、過去5年間の平均が462人であった。毎年度2%の転入者増を目指し、5年後10%の転入者増を目指す。 | 468人 | 514人 |
| 観光入込客数 | 市内観光施設・イベントへの来訪者数（観光庁の観光入込客数）。 | 231万人 | 271万人 |

■具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）

（ア）「住んでみたい」（移住）「住み続けたい」（定住）を促す取組の推進



JR3駅を中心としたコンパクトなまちづくりによる住みやすい環境づくりを推進するとともに、うるおいのある緑・水辺の環境づくり、人に優しい交通環境づくり、安全で快適な水環境づくりを推進することで、「住んでみたい」（移住）、「住み続けたい」（定住）を促すまちづくりを推進します。

◆重要業績評価指標（KPI）

| 項目 | 項目の説明 | 基準値 | 目標値（KPI） |
|------------------------------|----------------------------------|---------|----------|
| 移住相談件数 | 東京圏におけるセミナーや窓口等における年間の移住相談件数 | 39件 | 100件 |
| 土地区画整理事業整備面積（全体面積 502.7ha） | 事業費ベース進捗率による整備面積 | 477.8ha | 502.7ha |
| 新規住宅取得者家庭菜園整備及び定住促進住宅新築等補助件数 | 対象要件を満たす家庭菜園整備及び定住促進住宅新築等補助の延べ件数 | 延30件 | 延80件 |
| 永住促進保留地等購入補助件数 | 対象要件を満たす保留地に住宅を新築した補助の年間件数 | 0件 | 5件 |

| 項目 | 項目の説明 | 基準値 | 目標値（KPI） |
|---------------|------------------------|---------------------|---------------------|
| 空き家バンク登録件数 | 市内空き家のバンク登録延件数 | 8件 | 延35件 |
| 住民1人当たり都市公園面積 | 市内の都市公園合計面積を市内人口で除した面積 | 15.65m ² | 17.00m ² |

①土地利用の推進

JR3駅を中心とした有効な土地利用を推進するとともに、土地区画整理事業による優良宅地の供給及び地籍調査による地籍の明確化を推進します。

◆具体的な事業

- 都市計画マスターplanの推進
- 立地適正化計画の推進
- 仁良川地区土地区画整理事業 ○石橋駅周辺土地区画整理事業
- 都市再生整備計画事業 ○地籍調査事業

②住環境の整備

住宅取得者への直接補助制度の導入により定住促進を図るとともに、住環境の向上及び耐震診断等による安全性確保の充実を図ります。

◆具体的な事業

- 定住希望者住宅取得支援事業 ○生垣奨励補助事業
- 木造住宅耐震診断・改修・建替補助
- 空き家バンクリフォーム補助事業 ○空き家バンク家財処分補助事業
- 空き家バンク既存住宅現況調査補助事業（インスペクション）
- 永住促進保留地等購入補助事業

③公園・緑地・交通環境の整備、上下水道事業の推進

市民が安心して憩える公園・緑地を創出するため、公園施設長寿命化計画に基づく維持管理に取り組みます。また利便性の高い広域ネットワークを形成するために欠かせない交通網の整備を推進するため、道路・橋梁等の修繕・整備を計画的に進めるとともに、良質な水の供給と適正な汚水処理による水環境づくりを推進します。

◆具体的な事業

- 公園施設長寿命化計画の推進
- 公園等の維持管理事業 ○スマートインターチェンジ整備事業
- 主要幹線道路整備事業 ○生活道路等整備事業 ○道路・橋梁維持管理事業
- 生活道路等維持管理事業 ○自治医大駅周辺整備事業
- 重要給水施設配水管更新事業 ○水道施設の適正管理
- 公共下水道・特環下水道整備事業 ○水洗化の促進 ○農業集落排水維持管理事業

④移住希望者への積極的な情報発信と移住相談の充実

移住を検討している方に向けて、本市の暮らしやすさを積極的に情報発信していきます。また、相談体制の充実を図るとともに、窓口における移住相談だけではなく、東京圏を中心とした移住セミナーを開催することで相談の機会を増やします。

◆具体的な事業

- 移住・定住促進事業
- 移住セミナー等の開催
- 移住支援事業
- シティプロモーションによる積極的な情報発信
- Uターン促進事業

(イ) 魅力あふれる『観光まちづくり』



「四季の自然と豊かな歴史・文化が薫る下野市」の環境をさらに磨いて、人が輝き、地域が輝くまちを創り、交流人口の増加を目指します。

観光まちづくりを推進するため、観光プロモーションの推進、道の駅しもつけの活用、観光振興の推進、観光環境の整備に取り組むとともに、農商工連携等による下野ブランドの展開、新たな観光資源の開拓、広域観光の推進に取り組みます。

◆重要業績評価指標（KPI）

| 項目 | 項目の説明 | 基準値 | 目標値（KPI） |
|------------------------|--------------------|--------|----------|
| 下野市観光協会ホームページ アクセス数 | 観光協会ホームページの年間アクセス数 | 33万6千件 | 36万6千件 |
| 道の駅しもつけ利用者数 | 買い物等の市内外の年間利用者数 | 215万人 | 250万人 |

◆具体的な事業

- 観光プロモーション推進事業
- 観光振興団体助成事業
- 下野ブランド推進事業
- 天平の丘公園管理事業
- インフォメーションセンター管理事業
- 観光自転車運営事業
- 地産地消推進事業（生産者と消費者の交流）（再掲）
- 農畜産物普及事業（再掲）
- 道の駅しもつけを核とした観光の創出
- 観光協会の充実・強化
- 観光施設の環境整備・充実
- 新たな観光資源の開拓
- 広域観光の連携・推進

(ウ) シティプロモーションの推進と関係人口の創出・拡大

SDGs への貢献



本市の強みである充実した自然環境・交通環境・居住環境・医療環境などの住みよさ及び魅力を市内外に発信することにより本市への新たな人の流れをつくるために、引き続きシティプロモーション事業を積極的に展開します。また、地域づくりの担い手不足という課題解決に向けて、地域外と本市との交流の入り口を増やしながら、地域と多様に関わる「関係人口」の創出・拡大に取り組みます。

◆重要業績評価指標 (KPI)

| 項目 | 項目の説明 | 基準値 | 目標値 (KPI) |
|---------------------|--------------------------------|---------|-----------|
| 関係人口関連事業へのイベント参加者数 | 関係人口関連事業のイベントへの参加者数 | — | 200人 |
| シティプロモーションサイトのアクセス数 | シティプロモーションサイト「チハピしあつけ」の年間アクセス数 | 27,600件 | 30,600件 |

◆具体的な事業

- しもつけ・未来・プロモーション事業 ○観光プロモーション推進事業（再掲）
- 地域おこし協力隊推進事業 ○移住・定住促進事業（再掲）
- 下野ブランド推進事業（再掲） ○アグリツーリズム（農泊）事業の推進
- ふるさと納税事業 ○関係人口創出事業 ○地域の将来を支える人材育成の推進

3 基本目標③「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」

■近年の動向

近年の自然動態は、これまでと同様、死亡数の増加、出生数の減少による自然減が続いていること、今後も人口減少の大きな要因となると予想されます。合計特殊出生率は平成24(2012)年までの5年間で1.41となっており、平成15(2003)年から平成19(2007)年までの1.33から上昇傾向にありますが、栃木県平均よりも下回っており、合計特殊出生率の向上に向けた継続的な取組が求められます。

年齢3区分別の人口推移をみても、生産年齢人口と年少人口の割合は減少しており、今後も減少することが見込まれます。20歳代前半の転出を抑制しつつ、30歳代の転入を維持することで生産年齢人口の減少を抑制し、出生数の増加につなげていくことが必要です。

■これまでの取組の成果と課題

子どもを健やかに産み育てる環境づくりに向けて、こんにちは赤ちゃん全戸訪問や不妊治療助成など、きめ細かい支援に取り組んでいます。下野市で今後の子育てをしていきたいと思う保護者の割合も、平成26(2014)年の95.4%から平成30(2018)年の96.3%と増加しているとともに、市民意識調査においても「児童福祉」に係る満足度は増加しており、子育て支援に関する取組の成果がみられます。ただし、「児童福祉」に係る優先度も高いことから、待機児童の解消や休日保育事業等の保育サービスの充実について、継続的な子育て支援の取組が求められます。

一方で、出生率向上のためには、若い世代の結婚・出産・子育てまでの一貫した取組の充実が必要です。これまでに多様な「出会い」の支援として婚活支援事業等に取り組んできましたが、その後の結婚につなげるコミュニケーションの向上等を強化し、婚姻件数の増加につなげる必要があります。さらに、子育て環境の整備や情報・相談・交流の充実や子育てに係る経済的負担の軽減などの継続的な取組により、育児への負担や不安を低減し、出生数の増加につなげていく必要があります。

■基本的方向

子育て支援に関するこれまでの取組を継続的に実施し、出生率の向上と自然減の抑制を図ります。

具体的には、子どもを健やかに産み育てる環境整備を推進するため、引き続き、妊娠・出産への支援、子どもや母親の健康の確保、育児不安の軽減と虐待防止に取り組みます。

特に、本市の特性である充実した医療環境を活かし、子育てに関する経済的支援を推進するため、国の制度に基づく手当の適切な支給及び医療費助成制度の充実を図り、下野市で子育てをしていきたいと思う保護者が増える取組を推進します。

多様化する働き方、暮らし方のニーズにも対応するため、教育・保育及び子育て支援事業の充実、子育てに関する情報・相談・交流の充実、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援、社会的擁護を必要とする家庭への支援など、関係機関と連携しながらハード・ソフト両面を推進することで、誰もが活躍できる地域社会の構築に向けた取組を推進します。

■基本目標における数値目標

| 数値目標 | 数値目標の説明 | 基準値 | 目標値 |
|----------------------------|----------------------------------|--------------------|-------|
| 下野市で今後も子育てをしていきたいと思う保護者の割合 | 乳幼児健康診査のアンケート調査において実施 | 96.3% | 97.0% |
| 出生数 | 戸籍法の届出により届け出られた出生の数(厚生労働省人口動態統計) | 403人 H29(2017)年 | 453人 |
| 婚姻件数 | 年間に届出のあった婚姻した日本人の件数(厚生労働省人口動態統計) | 235件 H29(2017)年 | 260件 |

■具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）

(ア) 心身ともに子どもを健やかに産み育てる環境整備



心身ともに子どもが健やかに成長し、生涯を通じて健康に過ごすために、出産前からの支援と出産後の早期からの相談や健診の充実を図るとともに、妊娠婦や子育て中の保護者を地域で見守り、支える環境整備を推進します。

◆重要業績評価指標（KPI）

| 項目 | 項目の説明 | 基準値 | 目標値（KPI） |
|---------------|---|-------|----------|
| 両親学級参加率 | 妊娠届出者に対する両親学級の参加率 | 59.3% | 60.0% |
| 不妊治療助成件数 | 保険対象外となる不妊治療（人工授精、体外受精・顕微授精）及び不育症治療を受けた方への治療費の一部助成の年間件数 | 119件 | 119件 |
| 産後ケアサービス提供施設数 | 生後4か月未満の母子が利用できる産後ケアサービス事業所（医療機関等）の数 | — | 6施設 |

①妊娠・出産への支援

妊娠・出産・出産後における様々な機会を活用した相談・指導の機会や場の確保を図り、また不妊に関する相談支援や経済的負担の軽減に取り組みます。

◆具体的な事業

- 妊婦健康診査（母子健康手帳及び妊婦健康診査受信券の交付）事業
- 両親学級（フレッシュママ・パパ教室）事業
- 妊娠サポート事業（人工授精、特定不妊治療、不育症治療の助成、先天性風しん症候群予防）
- 産後の母子保健・母子支援の充実 ○妊産婦医療費助成事業

②子どもや母親の健康の確保

健診や予防接種などの受診勧奨や受診しやすい環境づくりに取り組むとともに、生涯を通じた健康を確保するため、母子の健康管理を促進するとともに、小児医療体制の整備、「かかりつけ医」制度を推進します。

◆具体的な事業

- 乳幼児健診事業 ○予防接種への助成事業 ○食育学習機会の充実
- かかりつけ医制度の推進 ○初期対応のための「家庭の医学」の推進
- 小児救急医療体制の整備充実 ○こども医療費助成事業

③育児不安の軽減と虐待防止への支援

子どもへの虐待を未然に防止するための環境整備を推進し、支援を必要とする家庭への適切な支援・フォローが行える体制の更なる強化を推進します。

◆具体的な事業

- こんにちは赤ちゃん全戸訪問事業 ○養育支援家庭訪問事業 ○相談体制の充実
- 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）機能の強化
- 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

④思春期の心身の健康づくり

子どもたち一人ひとりが自分を大切に思い、人を大切に思う心を育み、また、自分がかけがえのない存在であることを実感するなど、次代の親としての成長を支援する取組を推進します。

◆具体的な事業

- 思春期教育の充実 ○中高生の乳幼児ふれあい体験事業 ○思春期保健の推進

⑤豊かな子どもを育む地域力の向上

学校・家庭・地域・行政をはじめ、地域の多様な主体が連携し、交流や体験活動の機会を積極的に提供するなど、地域全体で子どもを育成する環境をつくります。

◆具体的な事業

- 学校・家庭・地域・行政の連携及び協働の推進 ○放課後子ども教室の実施
- 地域の人材を活用した教育の取組事業 ○世代間交流事業
- 子どもが安心して集える安全な居場所づくり事業

(イ) すべての子育て家庭を応援する体制の充実



利用者の視点に立ったきめ細やかなサービスの提供・確保はもとより、母親だけでなく父親も仕事と子育てが両立できる環境づくりを推進し、また、それらの支援等を必要とする人が、適切にサービス等を利用できるよう、情報提供や交流、相談支援等を通じた周知・啓発に取り組みます。

◆重要業績評価指標 (KPI)

| 項目 | 項目の説明 | 基準値 | 目標値 (KPI) |
|---------------|---------------------------------------|---------|-----------|
| 放課後児童クラブ待機児童数 | 学童保育室の利用条件に該当するが、利用できず待機している児童数 | 〇人 | 〇人 |
| 保育所等待機児童数 | 保育施設への入所を希望したが、入所できず待機している児童数(4月1日現在) | 3人 | 〇人 |
| 児童館利用者数 | 児童館の年間利用者数 | 30,046人 | 32,000人 |

①教育・保育及び子育て支援事業の充実

利用者のニーズを的確に把握し、利用者の視点に立った教育・保育事業及び子育て支援事業の量的かつ質的な充実に努めます。

◆具体的な事業

- 休日保育事業 ○乳児保育事業 ○特定保育事業 ○保育事業
- 保育所評価事業 ○育児ママ・パパリフレッシュ事業
- 公立保育園民営化に向けた取組 ○放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)

②子育てに関する情報・相談・交流の充実

親子の交流の機会や場を確保するとともに、子育てに関する事業・支援の情報提供や相談支援体制の充実に努めます。

◆具体的な事業

- 子育てに関する情報発信事業 ○身近な子育て相談体制の充実 ○育児相談事業
- 利用者支援事業 ○特定教育保育施設における地域開放事業
- 地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター) (再掲) ○児童館事業
- ファミリー・サポート・センター事業

③ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援

すべての市民が、ゆとりをもって子どもを育て、働き続けていくことができるよう仕事と生活のバランスがとれる多様な働き方を選択できる環境づくりを進めるとともに、就業環境、就労条件等の改善に向け、労働者・雇用者双方への啓発活動を推進します。

◆具体的な事業

- 男女共同参画推進条例の推進
- 第二次男女共同参画プランの推進及び第三次男女共同参画プランの策定と推進
- 男女共同参画情報誌発行事業

④社会的擁護を必要とする家庭への支援

生まれ育つ環境に左右されることなく、地域の子ども一人ひとりが安心して健やかに育まれるよう、必要な人に適切な支援が提供される環境づくりを図ります。

ひとり親家庭については、母親の就労、住居、子どもの養育などさまざまな困難に直面するケースが多いことから、国や県との連携のもと、自立に向けた支援を行います。また、障がいのある子どもについては、国の法制度等の変化に対応しながら、障がいの多様化や障がいのある子どもの増加を踏まえ、住み慣れた地域でいつまでも生活していくよう、一人ひとりに合った支援の充実に努めます。

◆具体的な施策・事業

- 要保護児童やDV被害家庭への支援
- ひとり親家庭への支援
 - ひとり親家庭に対する相談体制の充実
 - 母子家庭等対策総合支援事業
- 障がいのある子どもへの支援
 - 幼稚園における特別支援教育の充実
 - 障がい児保育事業
 - 放課後児童クラブにおける特別な支援を必要とする児童の受け入れ推進
 - 障がい児への支援
 - 相談体制の充実
 - こども発達支援センターこばと園の運営
 - 障がい児通所支援事業の充実

(ウ) 多様な「出会い」の支援



コミュニケーションスキル等の学習の場を提供するとともに、市民団体等と連携し、「出会い」の場の創出・支援に取り組みます。

◆具体的な事業

- コミュニケーションスキルアップ講座

4 基本目標④「安心なくらしを守り幸せを実感できるまちをつくる」

■近年の動向

平成 27（2015）年には老人人口が 13,329 人（22.4%）となっており、今後も高齢化が進行するとともに、高齢者数は令和 22（2040）年まで増加傾向が続くことが予想されます。

人口動態をみると、平成 27（2015）年以降は転出数が減少しており、市民意識調査においても、幸せを感じている市民の割合や住みやすいと感じる市民の割合が前回調査から増加していることから、市内居住者の定住促進に関して一定の成果がみられます。

一方で、令和元（2019）年には台風 15 号・19 号における関東近辺の風水害が多発しており、自然災害に対する備えがより一層求められています。

■これまでの取組の成果と課題

「基本目標③」に係る子育て支援に関する取組とともに、高齢者や障がい者等に関しても、地域ふれあいサロンの設置や指定特定相談支援事業所の設置に取り組んでいます。年代に応じたきめ細かい支援により、幸せを感じている市民の割合や住みやすいと感じる市民の割合の向上につながっており、転出者の抑制にもつながっていることが考えられます。これらの継続的な取組とともに、スポーツ・健康まちづくりの推進に向けて、市民一人ひとりがいきいきと暮らせるよう「健康寿命」の延伸を図ることが求められます。

一方で、安全・安心な生活環境づくりに向けた取組では、自主防災組織の設置が進んでいない状況です。市民意識調査においても、「消防・防災」や「防犯」に関する優先度が高く、引き続き、あらゆる災害への対応や日常の防犯対策など、市民が安心して暮らすことができるまちづくりを推進し、強化することが求められます。

これらの課題を解決し、「まち」に活力を取り戻し、人々が安心して、いきいきと暮らす社会環境をつくりだすため、ハード・ソフト両面からの安全・安心で魅力的なまちづくりに取り組むとともに、地域を支える組織として自治会や地域コミュニティ、市民の自主活動組織やボランティア団体などの強化が重要となっています。

■基本的方向

高齢者が元気で暮らせる体制づくりや障がい者（児）とともに生きる環境づくりについては、これまでの事業を継続的に取り組むとともに、市民の健康づくりや生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動への支援により、市民の生きがいづくりや担い手づくりに展開し、さらに定住促進を図ります。

安全・安心な生活環境づくりに関しては、災害時において市民の生命及び財産を守るとともに、被害の低減を図り、最悪のリスクを回避する災害に強いまちづくりを推進します。また、市民の自然災害に対する意識も高まっていることから、自主防災組織の取組を継続的に支援します。より快適に暮らせる環境づくりに向けては、市民満足度が低い「公共交通の整備の取組」に対して、地域公共交通網形成計画を策定し、デマンドバス交通の充実や広域的な公共交通の整備・拡大を図ります。

また、これらの地域における多様な課題の解決に向けて、市民ボランティアや様々な関係機関との連携を図り、下野市自治基本条例に基づくまちづくりを推進します。

さらに、健全な行財政運営の仕組づくりにおいて、Society5.0 の実現に向けてビッグデータや ICT の活用等を考慮しながら、効果的・効率的な行財政運営を進めます。

■基本目標における数値目標

| 数値目標 | 数値目標の説明 | 基準値 | 目標値 |
|----------------|--|-------|-------|
| 幸せだと感じている市民の割合 | 市民意識調査における「幸福感」の項目で、幸せだと感じていると回答した人の割合 | 77.0% | 80.0% |
| 住みやすいと感じる市民の割合 | 市民意識調査における「下野市について」の項目で、住みやすい・どちらかといえば住みやすいと回答した人の割合 | 86.7% | 90.0% |

※市民意識調査は、総合計画後期基本計画策定時(令和元年度)に市在住 18 歳以上の市民 3,000 名に対し実施。

■具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）

(ア) いきいき暮らせる健康づくり・福祉づくり



健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間である「健康寿命」を延ばすため、食生活や運動習慣、生活習慣の改善など一人ひとりが自分にあった方法で健康づくりに取り組めるよう支援するとともに、高齢者や障がい者（児）等への支援の充実を図りながら、誰もがいきいき暮らせる健康づくり・福祉づくりを推進します。

◆重要業績評価指標（KPI）

| 項目 | 項目の説明 | 基準値 | 目標値（KPI） |
|-----------------------|--|---------|----------|
| 健康マイレージ参加者数 | 市健康マイレージ事業への参加者数 | 452 人 | 510 人 |
| 地域ふれあいサロンの設置数 | 市内の地域ふれあいサロン数 | 40 か所 | 75 か所 |
| 認知症サポーター養成講座受講者数 | 認知症サポーター養成講座受講者数 | 7,881 人 | 12,000 人 |
| 就労系サービス利用者数 | 就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）【障がい者へ就労の機会や訓練等を提供する障害福祉サービス】の年間実利用者の月平均人数 | 142 人/月 | 170 人/月 |
| 低所得者への自立に向けた支援（自立促進）数 | 就労支援等を行い、就労し自立を図った世帯の数 | 14 世帯 | 20 世帯 |

①いきいき暮らせる健康づくり

充実した医療環境を活かし、市民一人ひとりが健康に暮らせるまちづくりのため、各種がん検診や、健康マイレージ事業などを総合的に展開した予防対策を積極的に推進し、また良好な救急医療体制を維持確保するため、一次・二次・三次の機能分化を促進するとともに「かかりつけ医」の普及啓発を推進します。

◆具体的な施策・事業

■健康づくりの推進

- 健康増進事業の推進 ○がん・結核・自殺予防対策の推進
- 青年期生活習慣病予防の推進 ○健康づくりトレーニング事業との連携
- 母子保健・母子支援の推進 ○思春期保健の推進（再掲）
- 歯科保健の推進
- 健康しまつけ21プラン（第3次下野市健康福祉計画）の推進

■医療体制の整備

- 救急医療体制の充実

②高齢者が元気で暮らせる体制づくり

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができるまちづくりを推進するため、自分らしい暮らしを人生の最後まで安心して続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指すとともに、高齢者が生きがいを持って地域社会とかかわることができるよう、介護予防や生活支援を推進し、介護サービス基盤の整備を進め、心身の状況や生活環境に応じたサービスの充実を図ります。

また、家族介護者（ケアラー）と要介護者、家族介護者を取り巻く地域社会環境が大きく変貌する中、新たな視点での家族介護者支援施策・事業の推進が急務となっています。これまでには、家族介護者の「介護ストレスの緩和」、「地域での孤立防止」、「介護ノウハウの習得支援」、「地域見守りネットワーク支援」等家族介護力の維持を目標としていましたが、今後は、要介護者と共に家族介護者にも同等に相談支援の対象として関わり、「介護離職の防止」、「社会参加の継続維持」、「心身の健康維持・充実」等の視点を加え、家族介護者の生活・人生の向上を目指し、家族介護支援の充実を図ります。

◆具体的な施策・事業

■地域包括ケアシステムの構築

- 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の推進 ○在宅医療・介護連携の推進
- 認知症施策の推進 ○日常生活支援体制の整備 ○地域ケア会議の推進
- 基幹型センターの運営充実及び各地域包括支援センターへの後方支援・指導の強化
- 家族介護支援・成年後見制度利用等の任意事業の推進

■高齢者の生きがいづくり

- 介護予防事業の充実 ○生活支援事業の充実 ○老人クラブ活動への協力支援
- シルバー人材センターの育成支援 ○高齢者保健福祉計画の推進

- 高齢者福祉施設の充実
- 高齢者福祉施設の適正な整備推進

③障がい者（児）とともに生きる環境づくり

障がい者（児）が地域で自立した生活を送ることができる環境づくりを推進し、障がいのある人の相談支援体制、日常生活や地域生活の支援等の充実を図るために、障害福祉サービス事業所だけでなく保健・医療・福祉・教育といった様々な関係機関との連携強化を推進します。また、精神通院、育成医療、更生医療などの自立支援医療の給付や重度心身障がい者医療費助成を引き続き実施します。

障がいがある児童については、個々の障がいの状況や特性に応じた適切な療育や保護者への総合的な相談対応を行うとともに、保育所や認定こども園、幼稚園及び学校関係との包括的な連携による切れ目ない支援の充実を図ります。特に医療的ケアが必要な児童の支援体制を強化するため、医療的ケア児の保護者も参画する協議の場を活用し、ケアを担う保護者の支援を推進します。

障がいのある人が不当な差別的取扱を受けることがないよう合理的な配慮をしていくとともに、下野市障がい者福祉計画に基づき、障がいのある人もない人もともに生きる環境づくりの実現を目指します。

◆具体的な施策・事業

- 障がい者（児）の生活支援
 - 障がい者（児）の地域生活支援の充実
 - 障がい者（児）の自立支援の充実
 - 障がい者（児）への給付の充実
 - 重度心身障がい者（児）への医療費助成の充実
 - 障がい児通所支援事業の充実（再掲）
- 障がい者（児）福祉施設の充実
 - 障がい者（児）施設整備の推進
- 障がい者（児）の社会参画支援
 - 障害者差別解消支援地域協議会の設置による相談体制の整備
 - 障害者優先調達法に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達の推進
 - 障がいのある人の文化活動・スポーツ交流事業等への社会参加促進

④誰もが安心して暮らせるまちづくり

地域で助け合い安心して暮らすことのできる地域福祉づくりを推進するため、地域における多様な福祉課題については、社会福祉協議会や民生委員児童委員との連携を図るとともに市民の意識啓発を図ります。また、市民の地域活動の状況や福祉ニーズについて総合的かつ計画的に対応するため地域福祉の充実を図ります。

生活困窮者への相談支援や高齢者への適切なサービスの提供、さらに市民全体の健康増進を推進するため、市民ボランティアや関係機関との連携を図り適切な福祉サービスの充実を図ります。

国民健康保険や後期高齢者医療においては、特定健診未受診対策など市民の健康維持を推進し、運営の健全化、医療費の適正化に向けた総合的な取組を実施します。

◆具体的な施策・事業

■地域福祉の充実

- 民生委員児童委員活動、保護司会・更生保護女性会活動への支援強化
- 社会福祉協議会との連携強化と活動支援の充実

■生活保護の適正実施と生活困窮者の自立支援

- 生活保護制度の適正な運用と自立に向けた就労支援の推進
- 生活困窮者自立相談支援の充実 ○学習支援事業の充実

■特定疾病福祉の充実

- 難病患者等福祉手当の支給

■保険・年金事業の充実

- 介護サービスの充実と適正利用の推進 ○介護サービス基盤の整備促進
- 年金制度の啓発・相談サービスの充実 ○国民健康保険制度の医療費適正化の推進
- 国民健康保険制度の特定健康診査受診率の向上
- 国民健康保険制度の改正内容の周知と情報提供
- 後期高齢者医療制度の健康診査受診率の向上
- 後期高齢者医療制度の健康づくりのための情報提供の充実

(イ) 生涯にわたって学習できる環境づくり



市民が生涯にわたり心豊かに生活するためには、社会の変化や市民の価値観・ライフスタイルに応じた多様な学習機会を提供し、生きがいづくりや自己実現、社会参加の支援が必要であり、市民が生涯にわたって学習できる環境づくり、学習機会の提供を行うとともに、スポーツや文化芸術を通した市民の交流、世代間の交流を深めていきます。

◆重要業績評価指標（KPI）

| 項目 | 項目の説明 | 基準値 | 目標値（KPI） |
|---------------------|---------------------------------------|-----------|-----------|
| 学ぶ意欲と自己有用感の評価点（小学校） | とちぎっ子学習状況調査を評点化したもの（最高値 4.00） ※1 | 3.23 | 3.25 |
| 学ぶ意欲と自己有用感の評価点（中学校） | とちぎっ子学習状況調査を評点化したもの（最高値 4.00） ※1 | 3.07 | 3.10 |
| 講座・講演会の年間受講者数 | 生涯学習推進G・生涯学習情報センター・公民館・図書館主催講座の年間受講者数 | 9,350 人 | 9,700 人 |
| スポーツ施設の利用者数 | スポーツ施設の年間利用者数 | 63万7千人 | 65万5千人 |
| グリムの森・グリムの館の来園者数 | グリムの森・グリムの館の来園者数 | 157,523 人 | 167,600 人 |

| | | | |
|--------------------------------|-----------------------------------|---------|---------|
| 下野薬師寺歴史館・しもつけ風土記の丘資料館入館者数 | 下野薬師寺歴史館・しもつけ風土記の丘資料館入館者の合計 | 30,500人 | 32,000人 |
| 下野薬師寺歴史館・しもつけ風土記の丘資料館ボランティア会員数 | 下野薬師寺歴史館・しもつけ風土記の丘資料館ボランティア会員数の合計 | 75人 | 85人 |

※1 指数は、栃木県教育委員会のとちぎっ子学習状況調査による。本調査は「学ぶ意欲」、「自分自身のこと」など13項目による設問を4段階で評点化したもの。最高値4.00

①将来を担う人づくり

学校・家庭・地域社会が連携し、将来を担う児童生徒の育成と地域に開かれた特色ある教育づくりを推進するため、小中学校の教育においては、学ぶ力・豊かな心・健やかな体を育む創意ある教育活動の展開を進め、英語教育、特別支援教育、情報教育、道徳教育、食育などの更なる充実を図るとともに、学習機器の整備や人的配置を推進し、教育環境の一層の向上を図ります。

◆具体的な施策・事業

■地域ぐるみの教育活動の推進

- 安全・安心な学校づくりの推進 ○下野市子ども未来プロジェクトの推進
- 市民協働による開かれた学校づくりの充実 ○通学路安全対策の推進
- 学校運営協議会による学校運営への参画の推進
(ファミリエ下野市民運動、ふるさと学習・家庭教育の推進)

■教育環境の充実

- 総合教育会議の開催 ○児童表彰の実施 ○教育委員会事業に係る点検・評価
- 教育のつどいの開催 ○教育委員会の運営と充実 ○奨学金の貸付と制度の充実
- 学校適正配置の推進 ○下野市未来大使任命事業の実施
- 学校教育サポート事業の充実 ○教育研究所の運営と整備
- 幼児教育と小学校教育の連携の推進 ○小中一貫教育の推進
- 英語教育の推進 ○特別支援教育の推進 ○道徳教育の推進
- 情報教育の推進 ○食育の推進 ○スクールアシスタントの配置と充実
- 特色ある教育活動の推進 ○学習環境の整備と充実

■学校施設の充実

- 教育情報ネットワークを活用した情報教育の推進 ○小・中学校施設等の改修・整備
- 校舎の大規模改修の推進

②生涯にわたり学べる機会づくり

多様な学習機会を通じた市民の自己実現と交流、学習成果の社会還元による協働のまちづくりを支援し、生涯学習による下野市の文化づくりを推進します。

公民館では、家庭教育等ライフステージに応じた多様な学習やまちづくりに関する学習を提供し、市民の社会参加意識の高揚を図ります。図書館では、さまざまな資料や情報、学習機会の提供により市民の学習活動の支援を行います。生涯学習情報センターでは、「You がおネット」の運営や市民活動の支援を通して、学びを生かした市民によるまちづ

くりを促進します。さらに、ふれあい学習・ファミリエ下野市民運動等の学校・家庭・地域社会の連携による子どもの健全育成を推進するため、3つの公民館に地域学校協働活動推進員を配置し、地域学校活動への地域住民等の参画を促進します。

◆具体的な施策・事業

■生涯学習の推進

- 生涯学習推進計画の推進 ○生涯学習推進本部の運営と充実
- 学習の機会・場の提供による学習者への支援（人権教育講演会・市民人権講座・各社会教育施設による講座） ○生涯学習情報の拡充と充実

■学校・家庭・地域社会の連携の推進

- 地域とともにある学校づくりの推進 ○各種団体（社会教育関係団体等）の支援
- ふれあい学習による地域コミュニティづくりの推進 ○年輪の集い（成人式等）の開催
- 地域社会における生涯学習施設の利活用 ○地域学校協働活動推進員の活用

■青少年の健全育成

- ファミリエ下野市民運動の推進

■家庭教育の推進

- 公民館等における家庭教育講座等の開催 ○各学校における家庭教育学級の開催

■生涯学習施設の充実

- 生涯学習施設の改修と整備及び管理運営

③市民総スポーツ “ひとり1スポーツ” の環境づくり

市民がスポーツに親しみ、遊び、楽しむことができる環境づくりを推進するため、全ての市民が生涯にわたってスポーツを“楽しむ”、スポーツを通して“つながる”、スポーツに“熱くなる”取組を進め、市民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ活動の充実を図ります。

◆具体的な施策・事業

■スポーツの推進

- ライフステージに応じたスポーツ教室等の充実
- 子どもと障がい者のスポーツ活動の充実
- 地域コミュニティを醸成する市民体育祭等の開催
- キンボールスポーツ等のニュースポーツの普及促進
- 東京五輪（キャンプ地）の誘致、栃木国体等スポーツ大会の推進

■スポーツ活動の支援

- 体育協会、スポーツ少年団等の拡充・支援 ○総合型地域スポーツクラブの活動支援
- スポーツ指導者とスポーツボランティアの育成
- スポーツに関する多様な情報の収集と市民への発信
- 競技スポーツの支援・推進

■スポーツ施設の充実

- スポーツ施設の効率的な管理運営・改修整備

④文化芸術と文化遺産による豊かな生活環境づくり

文化的に豊かな市民生活を送ることができる環境づくりを推進するため、文化協会などの文化団体の活動を支援し、市民の文化芸術活動を推進します。

グリムの館の効率的な管理運営と利活用の充実を図るとともに、市民ニーズ等を勘案し、文化芸術施設の整備について検討を進めます。

文化遺産は、古から未来へつなぐ本市の重要な宝であり、引き続き整備を推進するとともに、重要文化財甲塚古墳出土埴輪等の修復作業を進め展示収蔵施設として、しもつけ風土記の丘資料館の改修整備を進めます。

また、地域間交流においては国内の様々な分野において交流を推進するとともに、国際交流や多文化共生の相互理解を一層推進するため国際感覚豊かな人材を育成します。

◆具体的な施策・事業

■豊かな文化を育む活動づくり

- 文化芸術団体（文化協会等）活動の支援
- しもつけ市民芸術文化祭の開催
- 小中学校の芸術鑑賞会の開催
- グリムの森・グリムの館の管理運営及び利活用の促進
- 文化芸術施設整備の検討

■文化遺産の保存と活用

- 文化財保存活用地域計画の策定
- 文化財・史跡保存整備事業の推進
- 重要遺跡発掘調査の推進
- 文化財展示収蔵施設の整備・拡充及び管理運営
- 他市町との連携事業の開催
- 史跡巡りの各種イベントの開催

■地域間交流の推進

- 交流団体活動への支援
- 児童生徒の交流派遣と受入の充実
- 国内・国際交流協会への活動支援
- 国際交流員による活動の充実

(ウ) 安全・安心・快適な環境づくり



豊かな自然環境や住環境と共生し、地球環境にやさしく自然災害にも強い安全・安心なまちづくりを進めるとともに、市民の日常生活を支えるための生活環境の充実を目指します。また、市民・地域・行政が連携強化を図るための積極的な情報発信を行い、下野市自治基本条例に基づく協働のまちづくりを推進します。加えて、周辺市町をはじめとした自治体間での連携強化により広域的な住民サービスの充実を図ります。

◆重要業績評価指標（KPI）

| 項目 | 項目の説明 | 基準値 | 目標値（KPI） |
|------------|----------------------------------|----------|----------|
| 自主防災組織設置数 | 地域の自治会等の組織を活用した「共助・互助」による防災組織設置数 | 8 組織 | 15 組織 |
| デマンドバス利用者数 | 下野市デマンドバス「おでかけ号」の年間延利用者数 | 22,401 人 | 29,100 人 |

| 項目 | 項目の説明 | 基準値 | 目標値（KPI） |
|---------------------------|--|-------|----------|
| 1市2町広域連携バス乗降者数 | 1市2町広域連携バス「ゆうがおバス」の年間延利用者数 | — | 21,000人 |
| 市民活動補助事業から自立し自主事業に移行した団体数 | 市民活動補助事業制度を経由から自立し、自主事業を行う団体数であり、毎年2団体の移行を見込む。 | 23団体 | 33団体 |
| 市ホームページアクセス数 | 市ホームページの年間アクセス数 | 108万件 | 111万件 |
| 共同連携事業数 | 事務の効率化や市民サービス向上等を図るための広域連携事業数 | 71事業 | 77事業 |

①安全・安心な生活環境づくり

市民が安心できる生活環境づくりを推進するため、消防・防災対策では、大規模自然災害に対し、国や県など関係者相互の連携のもと、本市における国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる国土強靭化地域計画を策定します。また、自主防災組織を設置するなど市民・地域・行政が連携強化を図るとともに、災害時に迅速かつ適切な応急対策を行うために消防署・消防団の充実を図ります。

防犯対策では、引き続き警察や関係団体と連携した防犯活動を推進します。また、空き家対策では「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、特定空家等の所有者に対し適正に管理を行うよう指導等を行います。

消費者行政では、消費生活センターにおける相談事業を中心に、消費者団体や事業者と連携を図りながら消費者情報を広く発信し、被害の未然防止や早期解決に向け取り組みます。

交通安全対策では、交通指導員の適正な配置、自転車の正しい乗り方などの交通安全教育・啓発事業を実施するほか、カーブミラーや標識などの交通安全施設の整備を図ります。

◆具体的な施策・事業

■消防・防災対策の推進

- 消防広域体制の充実（石橋地区消防組合）
- 消防団の充実と強化
- 防災・減災施設整備の充実
- 防災・減災意識の推進
- コミュニティFM（FMゆうがお）による情報発信
- 国土強靭化地域計画の策定

■防犯対策の推進

- 防犯施設等の整備
- 空き家対策の推進

■消費者行政の推進

- 消費生活センター機能の充実
- 消費者団体への活動支援
- 消費生活基本計画の推進

■交通安全対策の推進

- 交通安全活動の推進
- 交通指導員配置の充実
- 交通安全施設の整備

②快適に暮らせる環境づくり

市民が安心して暮らすことができる快適な生活環境づくりを推進するため、デマンドバスの利用率向上を目指し運行形態を見直すとともに、広域市町との連携した交通ネットワークの構築を目指します。

また、小山広域保健衛生組合を中心としたごみ処理の広域事業を推進し、市内統一したごみ処理と分別・リサイクルの徹底によるごみ減量化を推進します。

環境行政については、下野市環境基本条例及び基本計画に基づき、しもつけ環境市民会議などによる、市民、企業、行政がそれぞれの特質を活かした協働による環境保全や環境創出事業を推進します。

◆具体的な施策・事業

■公共交通網の充実

- デマンドバス交通の充実
- 自転車駐車場指定管理の充実
- 広域的な公共交通の整備・拡大

■ごみ処理等広域事業の推進

- 小山広域保健衛生組合との連携の充実
- クリーンパーク茂原ごみ処理施設との連携

■ごみ処理とリサイクルの推進

- ごみ処理施設等の利用に係る総合的な推進
- 不法投棄対策の推進
- ごみ減量化対策の推進
- 一般廃棄物処理基本計画・ごみ減量化計画の推進
- 学校給食生ごみ堆肥化の推進
- 環境対策の推進
- 地球温暖化対策の推進（再生可能エネルギー活用設備設置補助等）
- 環境基本計画の推進
- 公害対策の推進

③協働のまちづくりの体制づくり

下野市自治基本条例に基づく協働のまちづくりを推進するため、市民、N P O、企業等の多彩な担い手によるまちづくりと連携し、市民が主体となった地域づくり活動に対する支援の充実を図ります。

また、調和のとれた豊かな社会を実現するための人権意識啓発を推進するとともに、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進します。

◆具体的な施策・事業

■まちづくり活動の推進

- 自治会及びコミュニティ推進協議会活動の支援
- 自治会公民館建設費の助成
- コミュニティセンターの整備推進

■協働のまちづくりの推進

- 下野市自治基本条例によるまちづくりの推進
- 市民活動支援制度の推進
- 市民活動支援センターの整備
- 協働の指針の推進
- 社会福祉協議会との連携による地域福祉の充実
- ボランティアセンターの充実
- 協働のまちづくり市民力養成講座の開催

■人権の尊重と男女共同参画社会の推進

○人権意識高揚に係る啓発の推進 ○男女共同参画の推進 ○人権教育講演会等の開催

④健全な行財政運営の仕組づくり

行政運営の効率化による健全財政のまちづくりの推進のため、引き続き行財政の計画的・効率的な運営を図るとともに、下野市公共施設等総合管理計画及び個別計画を踏まえた財政運営に取り組みます。

また、市民と行政の情報共有をより一層推進するため、積極的な情報発信に取り組むとともに、単独市町では実施が難しい事業等については、周辺市町と連携した取組を推進し、広域的な住民サービスの充実を図ります。

◆具体的な施策・事業

■行財政改革の推進

○財政改革の推進 ○行政改革の推進 ○事務事業評価の充実・活用

○公共施設の再配置等の検討・推進

■広報広聴の充実

○広報（各種情報発信手段の活用）の充実 ○広聴（市政懇談会等）の充実

■広域行政の推進

○広域連携事業の促進

＜SDGsと総合戦略の関係＞

SDGs（持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで採択された“2030年に向けた国際的な社会開発目標”であり、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、17のゴール、169のターゲット及び232の指標を位置付けています。

これを受け、我が国では2016年5月に内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官及び外務大臣を副本部長、他の全ての閣僚を構成員とするSDGs推進本部を設置し、その下に行政、NGO・NPO、有識者、民間セクター、国際機関、各種団体等広範な関係者が集まり意見交換を行う場としてのSDGs推進円卓会議を設置して議論を重ね、同年12月には持続可能な開発目標(SDGs)推進指針を策定しました。

この実施指針においては、国が目指すビジョンとして「持続可能で強靭、そして誰一人残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」ことが掲げられ、以下の8つの優先課題と具体的な施策が提示されています。

（なお、本指針については、2019年後半に、国際的な指標等に基づいてこれまでの取組を振り返り、改訂されることになっています。）

■持続可能な開発目標（SDGs）実施指針の概要【8つの優先課題と具体的な施策】

| 8つの優先課題 | 具体的な施策 |
|----------------------------|---|
| ①あらゆる人々の活躍の推進 | <ul style="list-style-type: none">■一億総活躍社会の実現■女性活躍の推進■子供の貧困対策■障害者の自立と社会参加支援■教育の充実 |
| ②健康・長寿の達成 | <ul style="list-style-type: none">■薬剤耐性対策■途上国の感染症対策や保健システム強化、公衆衛生危機への対応■アジアの高齢化への対応 |
| ③成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション | <ul style="list-style-type: none">■有望市場の創出■農山漁村の振興■生産性向上■科学技術イノベーション■持続可能な都市 |
| ④持続可能で強靭な国土と質の高いインフラの整備 | <ul style="list-style-type: none">■国土強靭化の推進・防災■水資源開発・水循環の取組■質の高いインフラ投資の推進 |
| ⑤省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会 | <ul style="list-style-type: none">■省・再生可能エネルギーの導入・国際展開の推進■気候変動対策■循環型社会の構築 |
| ⑥生物多様性、森林、海洋等の環境の保全 | <ul style="list-style-type: none">■環境汚染への対応■生物多様性の保全■持続可能な森林・海洋・陸上資源 |
| ⑦平和と安全・安心社会の実現 | <ul style="list-style-type: none">■組織犯罪・人身取引・児童虐待等の対策推進■平和構築・復興支援■法の支配の促進 |
| ⑧SDGs実施推進の体制と手段 | <ul style="list-style-type: none">■マルチステークホルダーパートナーシップ■国際協力におけるSDGsの主流化■途上国のSDGs実施体制支援 |

資料：外務省ホームページ

■SDGs の 17 の目標

| 目標 | | 詳細 |
|----|-----------------------------------|---|
| 1 | 【貧困】貧困をなくそう | あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる。 |
| 2 | 【飢餓】飢餓をゼロに | 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。 |
| 3 | 【保健】すべての人に健康と福祉を | あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。 |
| 4 | 【教育】質の高い教育をみんなに | すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。 |
| 5 | 【ジェンダー】ジェンダー平等を実現しよう | ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行なう。 |
| 6 | 【水・衛生】安全な水とトイレを世界中に | すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。 |
| 7 | 【エネルギー】エネルギーをみんなにそしてクリーンに | すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。 |
| 8 | 【経済成長と雇用】働きがいも経済成長も | 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。 |
| 9 | 【インフラ、産業化、イノベーション】産業と技術革新の基盤をつくろう | 強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。 |
| 10 | 【不平等】人や国の不平等をなくそう | 国内及び各国家間の不平等を是正する。 |
| 11 | 【持続可能な都市】住み続けられるまちづくりを | 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。 |
| 12 | 【持続可能な消費と生産】つくる責任つかう責任 | 持続可能な消費生産形態を確保する。 |
| 13 | 【気候変動】気候変動に具体的な対策を | 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。 |
| 14 | 【海洋資源】海の豊かさを守ろう | 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。 |
| 15 | 【陸上資源】陸の豊かさも守ろう | 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。 |
| 16 | 【平和】平和と公正をすべての人に | 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的に説明責任のある包摂的な制度を構築する。 |
| 17 | 【実施手段】パートナーシップで目標を実現しよう | 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。 |

資料：外務省パンフレット

■総合戦略に位置付けた施策と SDGs の 17 の目標の関係

| | 1 な貧 く困 そを う | 2 ゼ飢 口餓 にを う | 3 健す 康べ と福 祉人 をに | 4 み質 んの な高 い教 育を | 5 実ジ エ現 しん よし ー平 等を | 6 を安 全世 界な 中水 にと トイ レ | 7 そエ しネル クギ ーを ンみ んな に | 8 経働 き成 が長 いも も | 9 基産 盤業 をと つ技 術革 るう 新の | 10 を人 なく やく 國そ う不 平等 | 11 まち みづ けり をれ る | 12 つか くう 責任 | 13 具氣 候的 変動 対に 策を | 14 守海 のう 豊か さを | 15 守陸 のう 豊か さも | 16 平 和 と公 正に を | 17 パ ー トナ ー シ ン う で |
|--|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 1 基本目標① 「魅力的で安定した雇用を創出する」 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (ア) 商工業による躍進するまちづくり | ○ | | | | | | | ○ | ○ | | ○ | | | | | | ○ |
| (イ) 地域の特性を活かした農業・農村づくり | | ○ | ○ | | | | | | ○ | | ○ | ○ | | | ○ | | ○ |
| 2 基本目標② 「東京圏からの新しいひとの流れをつくる」 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (ア) 「住んでみたい」(移住) 「住み続けたい」(定住)を促す取組の推進 | | | | | | ○ | ○ | | ○ | | | | | | ○ | | ○ |
| (イ) 魅力あふれる『観光まちづくり』 | | | | | | | | ○ | | | ○ | | | | ○ | | ○ |
| (ウ) シティプロモーションの推進と関係人口の創出・拡大 | | | | | | | | ○ | | | ○ | | | | | | ○ |
| 3 基本目標③ 「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (ア) 心身ともに子どもを健やかに産み育てる環境整備 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ | | | | | ○ | ○ |
| (イ) すべての子育て家庭を応援する体制の充実 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ | | | | | ○ | ○ |
| (ウ) 多様な「出会い」の支援 | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | ○ |
| 4 基本目標④ 「安心なくらしを守り幸せを実感できるまちをつくる」 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (ア) いきいき暮らせる健康づくり・福祉づくり | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | | ○ | | | | | ○ | ○ |
| (イ) 生涯にわって学習できる環境づくり | | | | ○ | ○ | | | | | ○ | ○ | | | | | ○ | ○ |
| (ウ) 安全・安心・快適な環境づくり | ○ | | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |



第二期下野市まち・ひと・しごと創生総合戦略

策定 令和2年〇〇月

発行 下野市

編集 下野市総合政策部総合政策課

〒329-0492 栃木県下野市 笹原 26 番地

電話 0285-32-8886 (代表)